

奨学金返還支援補助金（概要）

1. 補助金の目的と概要（第1条）

市内中小企業等の人材定着による安定的な事業展開を後押しするため、中小企業等が従業員の奨学金の返還支援を行うための経費の一部を支援します。

2. 補助対象事業者（第3条）

滋賀県産業支援プラザ（以下「支援プラザ」という。）が行う奨学金返還支援（若年層等人材確保・定着補助金または中核人材定着補助金）を受けている中小企業等であって、次のすべてを満たすもの。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者で、草津市内に事務所または事業所を有する者。
- (2) 一般社団法人や一般財団法人等で上記中小企業者に準ずる者で、草津市内に事務所または事業所を有する者。
- (3) 市税に未納がないこと。

（※）上記に関わらず、次のいずれかに該当する場合は、対象外。

- ①：暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団）
- ②：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定による許可・届出を要する事業
- ③：宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条において規定する宗教団体
- ④：政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体
- ⑤：事業を営まない法人格のある自治会等
- ⑥：その他、補助金を交付するに当たり、社会的な信頼および公平を損なうおそれがある者

3. 支援対象従業員（第2条）

支援プラザが行う奨学金返還支援に係る支援対象従業員であって、草津市内の事務所または事業所に勤務している従業員が対象です。具体的には次のとおり。

- ・雇用期間の定めのない従業員であること。
- ・補助金の交付を受けようとする年度末（3月31日）において35歳以下であること。
- ・市内の事務所または事業所に勤務していること。
- ・個人事業主またはその親族でないこと。
- ・役員等、事業主と利益を同一にする地位の者でないこと。
- ・申請日において、奨学金を返済中であるか、返済開始予定であること。

4. 補助対象経費および補助額（第4条）

補助対象者が奨学金返還支援のために支援対象従業員本人に対して直接支払った手当等および代理返還に要する経費。補助対象期間は補助金の申請のあった年度の3月31日までの間で、市内の事務所または事業所に在籍していた期間分が対象となります。

(1) 「若年層支援事業」

補助対象経費：令和 7 年 4 月 1 日以降に雇用された支援対象従業員の奨学金返済に充てるための経費から、支援プラザからの交付額を差し引いた額

補助率：補助対象経費の 1/2

補助上限額：一人当たり、3, 750 円（月額）

事業者上限額：22 万 5, 000 円（1 社）

(2) 「中核人材支援事業」

補助対象経費：令和 7 年 3 月 31 日以前に雇用された支援対象従業員の奨学金返済に充てるための経費から、支援プラザからの交付額を差し引いた額

補助率：補助対象経費の 1/2

補助上限額：一人当たり、3, 750 円（月額）

事業者上限額：5 万円（1 社）

5. 申請書類等（第 5 条）

●申請期間

令和 8 年 6 月 8 日（月）～令和 9 年 3 月 3 1 日（水） 16 時 45 分まで

※予算の上限に達した場合は、その時点で申請受付を終了する場合があります。

●提出書類

- 1) 支援プラザが行う奨学金返還支援にかかる交付決定通知書の写し
- 2) 支援プラザが行う奨学金返還支援にかかる交付申請書の添付書類の写し
- 3) 奨学金返還支援手当等の社内制度について記載のある書類
- 4) 健康保険、厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書の写し

6. 実績報告（第 9 条）

- ・補助対象事業者は事業が完了した日から 30 日以内、または対象事業年度の翌年 4 月 10 日のいずれか早い日までに次の書類を提出してください。

●提出書類

- 1) 支援プラザが行う奨学金返還支援にかかる実績報告書の添付書類の写し
- 2) 支援対象者に支給した奨学金返還負担軽減支援制度の手当等の額が確認できる書類
- 3) 支援対象者が申請のあった年度において、市内の事業所に在籍していることの証明書類
- 4) 支援プラザからの額の確定通知書の写し

7. 補助金交付までの流れ

